

蜷貝保育園の運営について
の重要事項に関する規程
(運営規程)

社会福祉法人和幸園
蜷 貝 保 育 園

蛸貝保育園の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）

（施設の目的及び運営の方針）

第1条 社会福祉法人和幸園が設置する蛸貝保育園（以下、「当園」という。）は、保育が必要な子供の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

2 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年青森市条例第74号）及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第28号）その他の関係法令を遵守して運営する。

（名称及び所在地）

第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 蛸貝保育園
- （2）所在地 青森市青柳1丁目8-28

（提供する保育の内容）

第3条 当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づいて、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程を踏まえ、適切な環境を通して保育を行う。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 当園に次のとおり職員を置く。

- （1）園長 1名
- （2）副園長 1名
- （3）主任保育士 1名
- （4）保育士 10名
- （5）看護師 1名
- （6）調理員 2名
- （7）用務員（調理員兼務） 1名
- （8）嘱託医 1名
- （9）嘱託歯科医 1名

上記職員数は入所児童数等によって変更する事がある。また、上記職名以外の職員を園長の判断で配置することがある。（上記には短時間職員を含む）

- 2 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 副園長、主任保育士は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

- 4 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
- 5 保育士は、園児の保育をつかさどる。
- 6 嘱託医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
- 7 嘱託歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
- 8 事務職員は、当園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- 9 上記2から8項の詳細、およびその他の職務分担は就業規則第4条別表1の職務分担に定める。

(開園時間)

第5条 当園の開園時間は、7時から20時までとする。ただし土曜日は7時から18時までとする。

(保育を行う日及び行わない日)

第6条 当園において、通常保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(保育等を行う時間)

第7条 当園において、保育を行う時間は、保育標準時間認定を受けた子どもについては7時から18時までの11時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とし、保育短時間認定を受けた子どもについては9時から17時までの8時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に定める時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、下記のとおり範囲内で、時間外保育（延長保育）を行うものとする。ただし休日は休日保育時間帯に限る。

- (1) 保育標準認定を受けた子どもは、次の3つの延長保育の中から、月単位または日掛けで申し込み、時間外保育を受けることができる。
 - ① 1時間延長 18時から19時
 - ② 2時間延長 18時から20時
- (2) 保育短時間認定を受けた子どもは次の2つの延長保育と前号の3つの延長保育の中から、月単位で延長保育を組み合わせる受けることができる。
 - ① 7時から9時までの2時間
 - ② 17時から18時までの1時間

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園を利用する2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者は、当該保護者が居住する市町村が定める額の保育料を、当該市町村に支払うものとする。

2 当園においては、次の表に掲げる費用について、同表に掲げる額の支払いを保護者から受けるものとする。なお、給食食材費は、原則として、青森銀行、みちのく銀行、ゆうちょ銀行のいずれかの口座振替とする。口座振替が難しい場合は、別途対応することとする。

種別	利用料		他
一時預かり (一般型)	月曜日～金曜日 (8時～18時まで) 1時間 200円 別途昼食代 200円 ※週3回/月12回まで利用可		ミルク・おむつ、 紙パンツ持参
病児一時保育	月曜日～土曜日 (8時～18時まで) 1日 1,200円 ※対象 生後2ヶ月～小学校3年生		完全予約制 1日3名まで
延長保育	月曜日～金曜日 (18時～20時まで) 1時間 200円		補食あり
給食食材費 (2号認定子ども)	主食	月額 0円	毎月2、20、25日 ※いずれか1日を 記載
	副食	月額 4,700円	

※給食材料費の副食については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第9条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 2号認定子ども | 21人 |
| (2) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども | 16人 |
| (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども | 3人 |

(利用の開始)

第10条 当園の利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(転園または退園)

第11条 転園または退園しようとする子どもの保護者は、所定の様式にて園長または青森市に願い出るものとする。

(利用の終了)

第12条 当園は、次に掲げる場合に、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき
- (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急等における対応方法及び非常災害対策)

第13条 当園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、青森市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、一月に一回以上の避難訓練及び消火訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修等を定期的に行う。

(個人情報保護に対する基本方針)

第16条 当園が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを厳守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言する。

(利用者の意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組み)

第17条 利用者から、当園に対する様々な意見・要望・苦情・不満について、適切な対応とその解決を図るため、相談窓口を設置するとともに、担当者については園内に掲示をする。

附 則

本規程は、社会福祉法人和幸園蛸貝保育園の各種就業規則との整合性を図りつつ、青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年青森市条

例第74号)第16条第2項の規定により定める。

また、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年青森市条例第28号)第20第1項の規定により、運営規程を兼ねるものとする。

本規程は蛸貝保育園利用に際し、当園の理解を深めて頂くためのものであり、労働法上の就業規則とは対象、目的を別にするものであり、同内容を記していてもその性質は異なる。

令和4年4月1日 施行

令和5年5月1日 第8条一部変更し施行

令和6年4月1日 第4条、第7条、第8条、第9条一部変更し施行



重要事項説明書

令和7年4月1日



社会福祉法人和幸園
蛭貝保育園

1. 保育園の概要

設 置 者	社会福祉法人和幸園					
種 別	保 育 所					
保育園の名称	蛭 貝 保 育 園					
所 在 地	青森市青柳1丁目8-28					
電 話 番 号	電話 017-735-2567					
F A X	FAX 017-735-2570					
ホームページ	http://www.wakouen.or.jp					
管 理 者 氏 名	園長 斎藤みゆき					
開 設 年 月 日	令和4年4月1日					
年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定 員 (年齢別)	2号 認定	—	—	—	6名	14名
	3号 認定	3名	17名		—	—

2. 職員の配置状況

職 種	員 数	備 考
園長	1人	園務管理
主任保育士	1人	園長の補佐、命を受けて園務の一部整理並びに園児の保育
保育士	8人	園児の保育
看護職員	1人	病児一時保育担当
調理員	2人	献立の基づく調理業務
用務員(子育て支援員・調理員兼務)	1人	保育補助・園の庶務・調理員業務

3. 保育を提供する曜日・時間・休園日等

開所している時間：7時00分～20時00分

開所している時間：7時00分～18時00分（土曜日）

曜 日	月曜日～土曜日
時 間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時00分～18時00分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 9時00分～17時00分(8時間)
休 園 日	日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

4. 利用者負担その他の費用等

当園においては、次の表に掲げる費用について、同表に掲げる額の支払いを保護者から受けるものとする。

	利 用 料 等		食 事 代
	一時預かり(一般型)	月曜日～金曜日(8～18時まで) 1時間200円 ※週3回/月12回まで利用可	
病児一時保育	月曜日～土曜日(8～18時まで) 完全予約制 1日1,200円 ※対象 生後2ヶ月～小学校3年生		
延長保育	月曜日～金曜日(18～20時まで) 1時間200円 補食あり ※19時以降は1時間400円		
給食食材費 (2号認定子ども)	主食	月額 0円	毎月 2、20、25 日 ※いずれか1日を記載
	副食	月額4,800円	

※給食食材費に副食については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

5. 緊急時における対応

保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

また、園児の引渡しについては、原則として保護者又は保護者に代わる家族の方に直接行いますが、災害等発生時には、状況に応じてあらかじめ指定した方法により行います。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って対応しますので、あらかじめ御了承願います。

東日本大震災の教訓から、保護者の方には、携帯メール連絡網システムにご登録いただき、緊急連絡時に使用します。また、緊急時に円滑活用するために、日常の連絡にも同システムを利用しシステム習熟を図ります。

警察、消防、行政機関のみでなく警備保障会社と契約・連携し緊急時対応をいたします。(機械警備、独自の通報システム、訓練・対応指導等)

6. 利用の開始及び終了等に関する事項

(1) 利用の開始

当園の利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

(2) 転園又は退園

転園又は退園しようとする子どもの保護者は、所定の様式にて園長または青森市に願い出るものとする。

(3) 利用の終了

本園は、次に掲げる場合に、保育の提供を終了するものとする。

- ① 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- ② 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当しなくなったとき。
- ③ その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

7. 非常災害時の対策・防犯対策

避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回以上実施します。 年2回、警備会社、防災設備事業者と共同で総合防災訓練を実施。
防災設備	自動火災報知機、誘導等、ガス漏れ報知機、非常警報装置、非常用電源、スプリンクラー

防 犯 設 備	セコム防犯システムを導入。
---------	---------------

(避難場所)

避難場所	青森市立荻町小学校・橋本小学校・大野小学校
その他	和幸セントラルハウス

8. 賠償責任保険の加入状況

「全国社会福祉協議会」の「保育所・認定こども園の損害補償」に加入

9. 利用者との連絡について

東日本大震災の反省から、緊急時の連絡を目的に携帯メール連絡網システムを導入。このシステムの定期的運用と共に、ホームページ及びフェイスブック、ツイッター等のSNSとの併用で、複数の緊急連絡手段の確保を図る。

10. 個人情報の保護に対する基本方針

適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言する。

11. 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	受付担当者 解決責任者	藤田 園子 斎藤みゆき
第三者委員	山田 勇治	電 話 017-777-5862
		所 属 青柳町会 福寿会々長
	関 淑子	電 話 017-766-2488
		所 属 セーフティネットあおもり

※本園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

12. 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	嶋中内科循環器科
医 院 長 名	嶋中 義人
所 在 地	青森市青柳2丁目9-38
電 話 番 号	017-775-2111

② 歯科

医療機関の名称	オリーブこども歯科
医 院 長 名	秋谷 久美子
所 在 地	青森市安方2丁目3-16-2F
電 話 番 号	017-773-1861

13. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項等については、別添本園が作成する「入園のしおり」において定時するものとします。